

# 災害等における物資の輸送等に関する協定

寒川町（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県トラック協会（以下「乙」という。）は、災害等における物資の輸送等の業務（以下「業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、寒川町内で地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。「以下「災害」という。」）が発生した場合、又は寒川町外で災害が発生し、被災地に対して支援（以下「支援」という。）を行う場合、甲の要請により、乙が業務を実施するために必要な事項を定めるものとする。

## （業務内容）

第2条 この協定により、災害又は支援（以下「災害等」という。）の際に甲が乙に要請する業務は次の各号に掲げるものとする。

- （1）甲が指定する場所への物資その他輸送が必要と認めるもの（以下、「物資」という。）の輸送
- （2）前号までに定めるもののほか、甲が必要と認める業務

## （業務の要請）

第3条 甲は、前条各号に関する業務の必要があると認めるときは、乙に要請することができる。

- 2 乙は、甲からの要請に対し、最大限応じるものとする。

## （費用の負担）

第4条 第2条の規定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、原則、甲の負担とする。

- 2 第2条第2号に規定する物資の輸送費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

## （事故の報告）

第5条 乙は、協定業務に従事した者が死亡、負傷、疾病又は障害の状態となった場合は速やかに甲に対し報告するものとする。

## （従事者の損害補償）

第6条 前条に基づき、甲はこの協定に基づく協定業務従事者の者が、その者の責めに帰することができない理由により負傷し、若しくは疾病にかかり又は死亡した場合においては、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は、寒川町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年4月1日条例第26号）の規定に準じて補償を行うものとする。ただし、他の法令により療養その他給付又は補償を受けた場合においては、その補償額の限度において災害補償の責めを免れるものとする。

## （第三者への損害賠償責任）

第7条 乙は、第3条第2項の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

- 2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員で協議の上、決定する。

- 3 乙又は乙の傘下団体の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、その事実の発生後遅滞無くその状況を書面により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

## （業務における暴力団排除）

第8条 乙は、その業務に関し、神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日条例第75号。以下「条例」という。）第2条第4号の暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等が指定したもの又は条例第2条第5号の暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）を使用してはならない。

- 2 乙は、その業務に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、条例第23条第1項に掲げる行為をしてはならない。

- 3 乙は、その業務に関し、条例第23条第2項に掲げる行為をしてはならない。

## （実施細目）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

## （協議）

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

## （有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年12月26日

甲 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地  
寒川町  
寒川町長 木村 俊雄

乙 神奈川県横浜市港北区新横浜2丁目1番地の1  
一般社団法人神奈川県トラック協会  
会長 筒井 康之